平成十八年政令第百十一号

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令

内閣は、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の表下欄に掲げる政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる規定に係る同表の中欄に掲げる同項の表下欄に規定する額について、それぞれ次の表の下欄に掲げる額とする。

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条第一項	四万千四百三十円	四万千四百二十円	四万千四百十円	四万千四百円	四万千三百九十円	四万千三百八十円	四万千三百七十円	四万千三百六十円
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四条	三万三千三百七十円	三万三千三百六十円	三万三千三百五十円	三万三千三百四十円	三万三千三百三十円	三万三千三百二十円	三万三千三百十円	三万三千三百円
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千一百八十円	一万四千一百七十円	一万四千一百六十円	一万四千一百五十円	一万四千一百四十円	一万四千一百三十円	一万四千一百二十円	一万四千一百十円
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千二百十円	一万四千二百円	一万四千一百九十円	一万四千一百八十円	一万四千一百七十円	一万四千一百六十円	一万四千一百五十円	一万四千一百四十円
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第三項	十三万六千三百十円	十三万六千三百円	十三万六千二百九十円	十三万六千二百八十円	十三万六千二百七十円	十三万六千二百六十円	十三万六千二百五十円	十三万六千二百四十円
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第三項	五万四百円	四万九千九百円	四万九千八百円	四万九千七百円	四万九千六百円	四万九千五百円	四万九千四百円	四万九千三百円

附　則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年三月三一日政令第八〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年三月三〇日政令第九四号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年九月六日政令第二六一号）

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附　則（平成二六年三月三一日政令第一一三号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十六条第三項	四万六千四百九十円	四万六千四百七十円	四万六千四百五十円	四万六千四百三十円	四万六千四百十円	四万六千三百九十円	四万六千三百七十円	四万六千三百五十円
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第四項	三万三千三百七十円	三万三千三百五十円	三万三千三百三十円	三万三千三百十円	三万三千二百九十円	三万三千二百七十円	三万三千二百五十円	三万三千二百三十円
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	一万六千一百七十円	一万六千一百六十円	一万六千一百五十円	一万六千一百四十円	一万六千一百三十円	一万六千一百二十円	一万六千一百十円	一万六千一百円